結核予防会の設立と令旨

結核予防会代表理事 TBアーカイブ委員会委員長 石川 信克

「結核予防会20周年小史」には結核予防会設立の背景や前後の動きが詳しく述べられている。昭和14年当時,結核は国民の死亡順位一位で,年間15万人(人口10万対率は218)が死亡する国民病であった。強力な治療手段を持たなかった当時,重症化する前に早期に発見し治療を指導する体制,予防に重点を置いた広い国民的活動の必要が痛感されるようになり,行政の及ばないところを補完すべき新しい民間団体の設立が求められるようになっていった。

そのような情勢の中で、昭和14年4月28日皇后陛下より、内閣総理大臣平沼騏一郎氏が宮中で令旨**を賜り、ご内帑金***50万円を直接拝受したことにより、同5月1日の閣議で、官民一体となって結核予防事業を遂行するため、結核予防会の設立が決定され、5月22日をもって財団法人結核予防会が設立されることになった。

この令旨は結核予防会ないし日本の結核予防活動が 拡大する起点となった貴重なもので、図に示した。若 い人々にはやや読み難いところもあるので、参考まで に、筆者の責任で、カナはひらがな送りとし、一部の 漢字には読み仮名句読点などをつけ、また、一部は新 字体とした。

「国民体力の向上は国本に培う所以にして、現下特に心を致すべきところなり。而して近時、結核の蔓延著しく、その国力に及ぼす影響の大いなるに鑒み、誠に憂慮に堪えざるなり。茲に内帑を頒ち之が予防並びに治療に関する施設の一助たらしめんとす。官民克く力を戮せ、之が目的の達成に努めんことを望む。」

20周年小史には、「この令旨は、全国民的な感激を呼び起こした。それまでタブーであった「結核」の文字が、新聞、雑誌、放送に積極的に取り上げられるようになり、進歩的な結核医たちの啓発的な著書にも、この令旨が巻頭に飾られる有様であった。」と記されている。

令旨を受けて、結核予防会の様々な事業 (講演会、

昭和十四年四月二十八日皇后陛下ョり賜りタル今旨國民體力テ向上八國本三培フ所以三シテ理下事」明が多ル今旨理下事」明が多ル今旨理下事」の格子頭子之と力豫防並三治療三關スル内格子頭子之と力豫防並三治療三關スル内格子頭子之と力豫防並三治療三關スルカがアラ頭子之と力豫防並三治療三關スルカがアラ頭子之と力豫防並三治療三關スルカルがアラッシストス官民充ラカラ教をでした。

講習会,座談会,協議会,映画会,展覧会などの催し,パンフレット,健康相談,集団検診,療養生活,健康生活の指導等)が開始された。また予防と治療両面にわたる結核病学の総合的研究により,結核行政の基礎理論を創造する結核研究所も並立された。

昭和14年11月23日から12月6日には2週間にわたり、令旨奉體結核予防展覧会が東京で大規模に開催された。また令旨を記念した結核予防の歌(太陽の子昭和14年東京音楽学校作詞・作曲)も作られたがこれらに関しては次号で述べる。

- i 令旨 (りょうじ) とは、古くは律令制のもとで出された、皇太子・三后 (太皇太后・皇太后・皇后) の命令を伝えるために出した文書で、後には、親王・法親王・女院などのものもいう。れいしとも読まれる。
- ii 内帑金(ないどきん)とは、国王や天皇が手元に所持するお金のこと。